

元亀の起請文について

藤 田 恒 春

I はじめに

元亀の起請文について（藤田）

近江南郡における一向一揆勢力へ内通しない旨を誓わせたと云う所謂「元亀の起請文」については、既に『滋賀県史』^①、『草津市史』^②において紹介且分析されて来た。また高牧実氏は、湖東の門徒の分析過程のなかでこの起請文について言及され、文言内容の分析から当該期近江の村落構造についても分析された^③。この起請文の存在については、古く元禄期に金森善立寺の恵空が書き残した記録のなかに見え、「如此文章ニテ村々ヨリ五人三人廿人卅人ノ名判ニテ請状ヲ取ラレケル、其村々ノ状三十五ノ一^{ツニヤ}次一巻ニシテ奥金勝佐久間右衛門太夫殿書タリ」^④とあるように、本来この起請文は数十通を纏めて卷子に仕立て保管されていたことを窺わせる。

田中貞昭が著した『栗太志』巻一二には「元亀年間信長公近郷ノ起証文ヲ取り此祠ニ納ム、此寺別当タルニ因テ此寺ニ存」^⑤すと、勝部神社（現守山勝部町）の別当寺院であった天台宗三光院宝勝寺に六〇通の起請文が保管されていたことを記している。

ところが『滋賀県史』編纂の時には既に散佚しており、写本二通が残っていたのみで右の記録が言うような卷子に仕立てられた起請文は見ることができなくなっていた。『栗太志』は「皆悉熊牛王ノ裏ニ記右之」^⑥り、と言っているように、この起請文は熊野牛王宝印に書かれていたことが分る。恵空はまた「五人三人廿人卅人」が署名しているものがあると記しているが、今まで紹介されて来た起請文とはかなり違った型態であったように思われるところがある。

本稿は、奈良市の水木直箭氏所蔵文書所収の「元亀の起請文」

一卷の紹介をかね若干の分析を試みたい。

- ① 『滋賀県史』第三卷 二九六頁
- ② 『草津市史』第一卷 六五五頁
- ③ 高牧実「湖東の門徒と元亀の起請文」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五一年度、一九七七年三月)
- ④ 「善龍寺物語」(『もりやま』四号、一九八二年三月)
- ⑤ 国立公文書館内閣文庫所蔵、『粟太志』は、文政四年(一八二二)草津の商人出身である田中貞昭一号適斎一が編纂した全二巻の地誌である。

Ⅱ 起請文の諸写本

「元亀の起請文」は、「勝部神社文書」、「蓮井知城氏所蔵文書」、「春日力氏所蔵文書」、「大谷雅彦氏所蔵文書」などにその写本が知られている。がしかし、右の写本については十分な史料批判及びその伝来系統についての検討もないまま無批判に使用されて来た。また起請文の作成過程についても見過されて来たと言ってしまう。ここでは諸写本の伝来事情とその性格等について述べる。先づ最初に「水木直箭氏所蔵文書」の概要を紹介する。

Ⅰ、水木直箭氏所蔵文書

水木直箭氏所蔵文書(以下「水木本」と言う)は、東大史料編纂所に「水木直箭氏所蔵文書」、写真帖二冊として架蔵されている。

① 「元亀の起請文」は第二冊目に所収されている。巻首に跋文があり、この起請文の伝来を知ることができる。

印

後陽成天皇御宇元亀三_{壬申年}

三月江州六角箕作義賢入道兼禎

父子叛逆、其余党諸士并一向宗輩

馳集發一_揆、於同劔野洲郡金ヶ森

三宅竈城之刻、織田右府信長公

為南郡之押、以佐久間右衛門尉信盛

稻葉伊与入道一鉄斎同右京大夫貞通

之三將於守山勝部浮氣之三箇邑

築城令居之、費金ヶ森三宅之

兩城云々、此刻野洲栗太之二郡

之諸士并百姓等彼兩城江出入内通

一味致間敷之旨、自諸邑諸書

起請文奉差上云々、右請文殘書

拾集以為一卷爾云

南龍子広雄誌聞 印

(送仮名、朱線は省略した)

これに拠ると南龍子なる人物が元亀の起請文を承知の上で蒐集

し、これを一卷にしたことが分る。先に見た想空の記す所に拠ればこの起請文は卷子に仕立て保管されていたとのことであったが、南龍子は個々に「拾集」めたと記していることから、早い時期に勝部神社から散佚したものとされる。跋文には紀年がないので何時頃蒐集したものか不明である。

ところでこの南龍子については文政六年版『続浪華郷友録』に次のような記載がある。

樗井流兵学古実国学

南龍堂 有職及物産名広雄字 樗井権之輔

応龍山城景何辺上狛士

樗井流兵学古実国学に長けた樗井権之輔が右の跋文署名者南龍子であることは、名を広雄と称したことから一致する。彼についての知見はないが、文政六年版の人名録に出ていることから一八世紀末から一九世紀にかけて存世した人物と考えられる。

『栗太志』は文政四年に上梓されたもので、そのなかで当時勝部神社別当寺院宝勝寺に奉納されていると記していることから、樗井権之輔が蒐集したものは『栗太志』上梓後散佚したものの一部ではなかったか。今まで「元亀の起請文」として使われて来たものは『栗太志』のなかで「其村々ニ勝部大明神ニ納メタル起請文ノ写シトテ所持スルヲ写」した、と言っているように全て写本

であることが分る。従って今まで使われて来たものに熊野牛王宝印に書かれたものがなかったのは寧ろ当然と言える。

水木本には起請文二五通が貼付されている。跋文のなかで残書を拾い集めたと書っているように破損の激しいものもあるが、熊野牛王宝印の裏に書かれたもの四通含まれており、『栗太志』の記述に合致し注目に値する。

水木本の詳しい分析は次節に譲り、先に諸写本について触れて置きたい。

口、大谷雅彦氏所蔵文書

大谷文書について高牧氏は「大谷雅彦氏所蔵文書」として紹介されているが、実はこの写本は『滋賀県史』や『野洲郡史』^⑤編纂のため蒐集されたもので、野洲郡役所用箋（和野紙縦書、滋賀県立図書館所蔵「滋賀県市町村沿革史採集文書」、写真帖）に墨筆で筆写されたもので、しかも抄出の形をとっている、跋密には磨写本と言うべき性格のものである。

表紙には「元亀三年三月六角承禎殘党と一向宗一揆に同心せざる起請文の写」と記載がある。次丁の前書は次の通りである。

元亀元年六月五日江州野洲川原大合戦之後、為南郡押、自信
長公為御代官守山城には稻葉一哲斎^(録)、勝部城には同右京大夫

貞通、浮氣城には佐久間右衛門尉信盛被籠居候処、同三年金ヶ森并三宅両城には六角承禎父子之下知トテ此辺ノ地侍ト一向宗之輩馳加り籠城申候て一揆を發し候に付、在所邑々一味

内通不申様に起請文を右三奉行職へ差上候て、則勝部大明神

へ社納申候由、今少々計残り申候を写扣者也或家伝來卷物三軸

請書與書に一々熊野牛王の裏に神文を書載、名前書判血有之

右の文言から大谷本は当初から抄出のかたちの写本を更に転写したものように思われる。『郡史』であれ『県史』であれ、この謄写本作成者が「或家伝來卷物三軸」の原本なり正確な写本を見ていたとするならば、恐らくは抄出のかたちで筆写することはなかつたであろう。仮に「三軸」もの起請文を見たとするならばその数はもっとあつたように思われる。大谷本には一二通分しか謄写されておらず、しかも本文を謄写したものは僅か二通のみである。残りは日付と署判者を列記したに過ぎない。

一二通の内一通は「勝部神社文書」として知られており、また一通は横浜市在住の「春日力氏所藏文書」（何れも後述する）として知られている。このことは前書に記されている「卷物三軸」がある時期に散佚したことを窺わせると同時に、大谷本は原本に即したのではなく前に述べたように転写本と考えられる。

従つて大谷本を「元亀の起請文」として使うには充分な史料批

判を要するものと言える。参考として次に大谷本を掲げる。「勝部神社文書」と「春日力氏所藏文書」所収の(5)・(11)は割愛する。

(1) (前文省略)

元亀三

三月十四日

久保村惣代(略押)

出庭惣代(略押)

同 長(筆軸印)

同 年行事

久保茂範(花押)

惣代 善範(花押)

門ワキ衛門 国松幸信(花押)

御両三人

御奉行中

(2) 三月十七日

デバ 出庭元重

(3) 三月十七日

マガリ 堀池伝助 野村七之丞 鈎喜兵衛

(4) 三月十八日

立入 立入大北春慶 立入九良左衛門周久
同与久郎貞好

同 政所(花押)
北佐久良惣代

因幡田宗兵衛

吉次(花押)

(5) 三月十九日 (省略)

(6) 三月二十一日

ヒルタ 近松道泉 同太郎右衛門
同甚左衛門

(9) 敬白天罰靈社起請文前書事

一金森・三宅江出入、内通一切不可仕事

一右之両城江自然出入之輩在之者、任御高札之旨、雖為六

親、見隠不聞隠、御註進可申上事(注)

一万一従当郷出入、内通之輩、聞召於被出者、親類惣中共

に、可被加御成敗之事

右此旨於偽者、我心に奉願御本尊并靈社起請文之御罰、

深厚可罷蒙者也

元龜三年三月廿八日

幸津川

藤井 田中新左衛門 西弾尾

宗次(花押) 貞次(花押) 正虎(花押)

上路 中 白井

貞家(花押) 吉満(花押) 音盛(花押)

川嶋

(7) 三月二十一日

津田 津田さゝはら惣代
河田三郎兵衛尉吉長

津田彦左衛門

さゝ原九郎二郎

(8) 月日不詳

南佐久良惣代(花押)

木村帯刀(花押)

三上庄
公文(花押)

吉次(花押) 源五郎 与太郎 彦七 太二 藤二 源三
 孫藤次 又二郎 左衛門 九郎兵衛
 藤三郎 梁三郎 藤兵衛 甚九郎 治部 新三郎
 黒川(花押) 民部(花押) 猪介(花押) 孫三郎兵衛

(10) 月日不詳

三上郷ノ三ヶ郷起請幸津川同文

三上惣代 但馬守兼綱(花押)

与三郎(花押)

外記(花押)

篠原惣代

篠原又二郎貞安(花押)

行合惣代

行合太郎四郎清成(花押)

久之辺

矢兵衛六郎 三上 九郎左衛門

三上

大谷 同 平野

同

平子 同 土川

左近 乙女 三郎五郎

三郷 淨意 休西 門脇

九郎五郎 藤八郎 久念

(11) 元龜三年三月十七日 (省略)

(12) 元龜三年三月廿八日

磯村三郷惣代

了恵坊(花押)

順光坊(花押)

靈仙寺 東光坊(花押)

笠川 永綱(花押)

(8)(10)の二通には日付記載がない。(1)の三月一四日付起請文は、久保村惣代、出庭惣代、同長、年行事等六名が署判している。起請文の差し出しを命じた同年正月二三日付佐久間信盛奉書の宛名は「南郡高野庄坊主中・地士長等中」^⑤となつてゐることから、右の久保^⑥・出庭村は奉書の命令を遵守したものと考えられると同時に、出庭郷内の村落構造を反映したものであると考へることができよう。

(9)は幸津川村の地侍層を中心に差出されたものである。藤井宗次をはじめとし花押を書いている者一〇名、その内八名が有姓で幸津川村の主導的な地侍と考へられる。西正虎は、西孫三郎の

一族と思われる^⑦。二六名連署しているが幸津川村に於ける個々の身分階層等は不明である。天正一九年（一五九一）の村高一四三七石余^⑧から推して右の二六名は幸津川村の上層に属する人々であったと考えられる。

(10)は三上三ヶ郷惣代の地侍層を中心に二〇名が署判している。三上の大谷は、三上神社社家大谷氏の一族であろう。この起請文には全起請文のなかで唯一女性の「乙女」が署判している。

ハ、勝部神社文書

「勝部神社文書」として知られているものは、三月一九日、同二四日付の二通である。二通とも『栗太志』に引用され、また三月一九日付のものは大谷本に所収されている。「勝部神社文書」として知られているものの原本は残っておらず、『野洲郡史』は触れていない。『近江栗太郡志』では『栗太志』を引用しているのみである。このことから右の二通は「郡志」編纂以前に散佚していたと考えられる^⑨。ただ二通のみ神社に残っていたのかについては不明である。尤も右の二通は写本であった可能性がある。『栗太志』には「其村々ニ勝部大明神ニ納メタル起請文ノ写シトテ所持スルヲ写シタルナリ」と言っているように勝部神社文書自体写本であったことを裏付けている。この二通は『織田信長文書の

研究^⑩』に所収されているが、東大史料編纂所の影写本、謄写本或いは原本の何れに拠ったか説明はない。現在、勝部神社にこの起請文が所蔵されているか確認はしていない。

起請文に署判した何れかの村に伝来した写本を写したものと考えられるが、『栗太志』の編者田中貞昭が見たものと東大史料編纂所が使った写本とは別ものように思われる。『栗太志』では三月一九日付起請文の署判者の一人富田徳林は筆軸印となっているが、「勝部神社文書」では花押となっている。単なる誤写ではなく、使用した写本の種類の違いにより生じたものと思われる。

ニ、春日力氏所蔵文書

三月一七日付のこの起請文は、署判村数が最も多くかつ広範囲にわたっているのが特徴的である。これも大谷本(11)に所収されている。「春日力氏所蔵文書」(以下、春日本と言う)は、横浜市鶴見区在住の春日悼一郎氏が戦前故郷の古文書を蒐集されたもののなかの一点である。『滋賀県史』、『近江栗太郡志』ともに所収されておらず、大谷本にのみ所収されている。春日本は軸装して保管されているが、春日氏が蒐集された時に軸装されたのか、或いはそれ以前からであったかは不明である。善立寺の恵空が言うような巻子装の状態は早くから壊れ、一通毎に散佚したのでは

ないかと考えられる。次に春日本を掲げるが、前書は大谷本(9)幸津川村のものと同文故省略す。

欲賀惣代
寺田入道浄慶(花押)

元亀三年
あし浦大林横井三郷惣代
観音寺(花押)

三月十七日
片岡善右衛門尉

長恒(花押)

志那三郷
志那入道春慶(花押)

ほしか
二郎五郎(筆軸印) 兵へ六郎(筆軸印)

民口(筆軸印) 了雲(筆軸印)

大林
念西(筆軸印) 左近五郎(筆軸印)

御両三人
片おか
孫太夫(筆軸印)

御奉行衆中
しな
与七郎(筆軸印) 左門太郎(筆軸印)

御陣所

欲賀、大林、横井三カ村は、三宅・金森の隣村であり、また芦浦村の隣村であると同時に野洲郡に属している。(後掲図参照)一通の起請文に野洲・栗太兩郡の村々が署判しているのは春日本のみである。このうち「横井」は位置を確認できないが「横江」の

誤写と思われる。春日本には、天台宗寺院であった芦浦観音寺が三郷惣代として署判している。また当時真宗寺院が一宇も存在しなかった志那三郷(志那・志那中・吉田)が署判していることは、「元亀の請文」の性格を分析する上で重要な意味をもつものと言える。

ホ、その他

「願行寺文書」、願行寺は栗太郎矢倉村にあり石仏寺とも呼ばれた真宗寺院である。願行寺文書は、永禄二年六月五日付木下秀吉・細川藤孝連署状とこの元亀の起請文の二通のみである。前者は寺領安堵を求めるための明らかな偽文書であり、後者は近世の写本である。何故、願行寺に元亀の起請文が伝来したかは不明である。次に署判のところのみ掲げる。

矢橋惣代
矢橋但馬守

常頼(花押)

元亀三年壬申年
矢倉石仏両郷惣代
三淵左近将監

国頼(花押)

三月廿日
石仏惣代
石仏道浄(花押)

野ち
黒川六左衛門尉

宗綱
(花押)

同 六右衛門尉

宗明(花押)

南笠惣代
治田信勝(花押)

御奉行中 其外五ヶ村百姓惣代

まいる 拾人

この起請文には全署判村落のうちで最も南に位置する矢橋村が含まれている。願行寺文書は、春日本について署判村数多く矢橋

矢倉、南笠、野路の四カ村の惣代と「其外五ヶ村百姓惣代拾人」

が署判している。このうち矢橋常頼は、のちに江戸幕府に召抱え

られた旗本矢橋氏の一族と思われる。黒川宗綱・宗明は、新宮神社

(現草津市野路町)の大永三年(一五二三)の棟札銘に現われ

る黒川駿河守宗次の一族であろう。

「蓮井知城氏所蔵文書」、これは『織田信長文書の研究』と『守

山市史』^④に掲載されているが、『県史』、『郡史』には所収されて

いない。

起請文前書之事

金・森三宅両城江出入、内通之事、堅禁制之由被仰出、謹而

奉畏入候、尤外々々出入内通之者有之候ハ、見隠不聞隠、

早速御注進可申上候、万一当郷々出入内通仕候ハ、六親惣
郷中共、御成敗被加可被下候、為其後証一札如件

元亀三年

富田惣代
富田河内守

三月廿一日

同 大学介

則高(花押)

御両三人

并富田立花
惣百姓惣代(略押)

御奉行

この起請文のみ書出・書止文言は他のものと異っている。(表
I参照)勝部神社本三月一九日付起請文の署判者とは違い、富田
惣代として富田氏、富田立花両村の惣百姓惣代が署判しているの
みで、勝部神社本の起請文とは性格が違うように考えられる。何
故文言が違い署判者も異っているのか。またこのような書式で起
請文として通じたのか否か等の疑問は残る。

『粟太志』所収文書、『粟太志』には三通所収されており、内
二通は勝部神社本と同じものである。田中貞昭が『粟太志』を編
纂する時点で既に散佚していたと思われる原本を筆写したのか、
写本を転写したのかは不明である。元亀四年六月二一日付起請文
は、紀年と宛名が著しく異っており問題がある。参考のため次に

掲げる。

敬白靈社上卷起請文之事

謹請再拜々、推当来歲^(一)者元龜四年^(二)遠歲者癸申月之數十二月、日之數凡三百五十×ケ日撰定吉日良辰請信心中忝。上者覺天帝釈四大天王四天八天十六天七星九曜廿八宿下者堅掣地神内海外海龍衆龍王普天率土道陸神道祖神三十番神東方降三世明王南方軍陀利夜叉明王西方大威德明王北方金剛夜叉明王中央大日大聖不動明王金剛雜王十六善神摩利支尊天辨財天女大黒天神愛染明王伊勢天照皇大神宮熊野三所大権現王城鎮守山王廿一社祇園牛頭天皇北野天滿大自在天神賀茂下上大明神御靈八所大明神吉田諸大明神春日大明神出雲大社別而者愛宕山四所権現惣而者日本國中大小一切神祇仏陀付者氏神閩東守護神伊豆箱根兩所権現^(三)明神三嶋大明神富士大権現白山妙理大権現九万八千軍祇詣^(四)言愛宕山太郎坊比叡山次郎房山々嶽々諸天狗八万四千諸天狗才部類眷屬悉指集正路檻結若此旨私曲仍^(五)在之忝モ弓矢ノ冥加七代尽今生者白嶽黒嶽ノ受重病四十二骨節ニシミ八万四千ノ毛穴ニ入子々孫々神仏ニ^(六)有時夏後生阿鼻无間地獄墮在シテ^(七)雖経未來永劫不可出明仍灵社上卷起請文如件

宰相

元龜四年癸酉六月廿一日 長慶(花押)

河村五介殿様 参

日付の六月は三の誤写と考えられるが年次と干支の違いは致命的である。宛名の河村五介は他に例はなく不明である。佐久間か稱葉の家臣であろうか。誓紙文言は水木本の №20 (表一) と類似していることから単なる誤写であったと考えられないでもない。

署判者の宰相長慶は不明であるが、署判に単独個人と言うのは大谷本(2)の出庭元重とこれのみである。

以上、各写本等についてその伝来や性格について述べたが、何れも写本の可能性が高い。『粟太志』のなかで言われているような熊野牛王宝印に記されたものや大谷本前書のように熊野牛王の裏に神文を書載せ名前書判血判をしたと言うようなものはなかった。勝部神社へ奉納された状態を見たと思われる一番古い時期の善立寺の恵空でさえ起請文の形状について記してはいるものの、起請文の様式については一言も触れていない。当時学僧として知られた恵空がこれら起請文が熊野牛王宝印に書かれたものか否かを全く記していないこと自体不自然である。『三十五十ヲ一^ニ次^ニ一^ニ』にしたものが大谷本前書が言う「巻物三軸」で、これは『滋賀県史』が言う「六十余通」であり「兩郡に亘って百三十余村」

から起請せしめた「元亀の起請文」の本来のかたちではなかったか。起請文一通につき二カ村以上連署の事例が多いことから、仮に六〇通余の起請文があれば右の一三〇余カ村の数字に近いものとなる。また、水木本は二五通が一巻であることから三巻あれば六〇通余の数字に近くなる。推測に過ぎないが、右のように考えると水木本は「巻物三軸」の一つであったかも知れない。

- ① 現在「水木直簡氏所蔵文書」は国立歴史民俗博物館へ寄託されている。整理中のため閲覧の機会を得られなかった。
- ② 『近世人名録集成』第一巻、地域別編
- ③ 『野洲郡史』は昭和二年（一九二七）、『滋賀県史』第三巻、中世—近世は翌三年に刊行された。
- ④ 『滋賀県史』編纂者牧野信之助は、県史編纂のため大きな謄写本を作成している。氏の史料採集の姿勢から考えると大谷本のような採集方法は不自然であると思われる。現在、県史で集めた史料は『滋賀県史有影写文書』として滋賀県立図書館に架蔵されている。
- ⑤ 「福正寺文書」
- ⑥ 久保村は辻村の小字 『注近江輿地志略全』五二二頁
- ⑦ 『鹿苑日録』第四 天文八年二月八日条（前略）坂本昼食、幸津川西孫三郎宿所中食、五菜二汁（後略）
- ⑧ 天正一九年四月二三日付豊臣秀吉朱印状写（東大史料編纂所架蔵「大谷雅彦氏所蔵文書」）
- ⑨ 『近江栗太郡志』卷二、二七～三〇頁
- ⑩ 奥野高広『織田信長文書の研究』上巻、五〇七～九頁
- ⑪ 横井は「横江」のことと思われる。元亀二年卯月「伊岐代御祭礼馬

上帳」に「式貫百文 御供頭 大門在家方ヨリ」とあり横江村の存在を確認できる。〔近江栗太郡志〕^{横江}卷五、四七二頁

- ⑫ 『注近江輿地志略全』四八四頁
- ⑬ 『訂寛政重修諸家譜』九卷二七四頁
- ⑭ 『草津市史』一巻六九一頁
- ⑮ 奥野高広前掲書 五一一頁
- ⑯ 『守山市史』下巻一四六頁
- ⑰ 『野洲郡史』六三五～四七頁

Ⅲ 水木文書の分析

水木本一巻二五通の起請文と他の写本のものを目付順に配列したものが表Iである。村名は人名の肩書と思われるものもあり、また大閣検地以前の村名であるため位置の確定が難しいものもある。従って村数は確定数ではない。

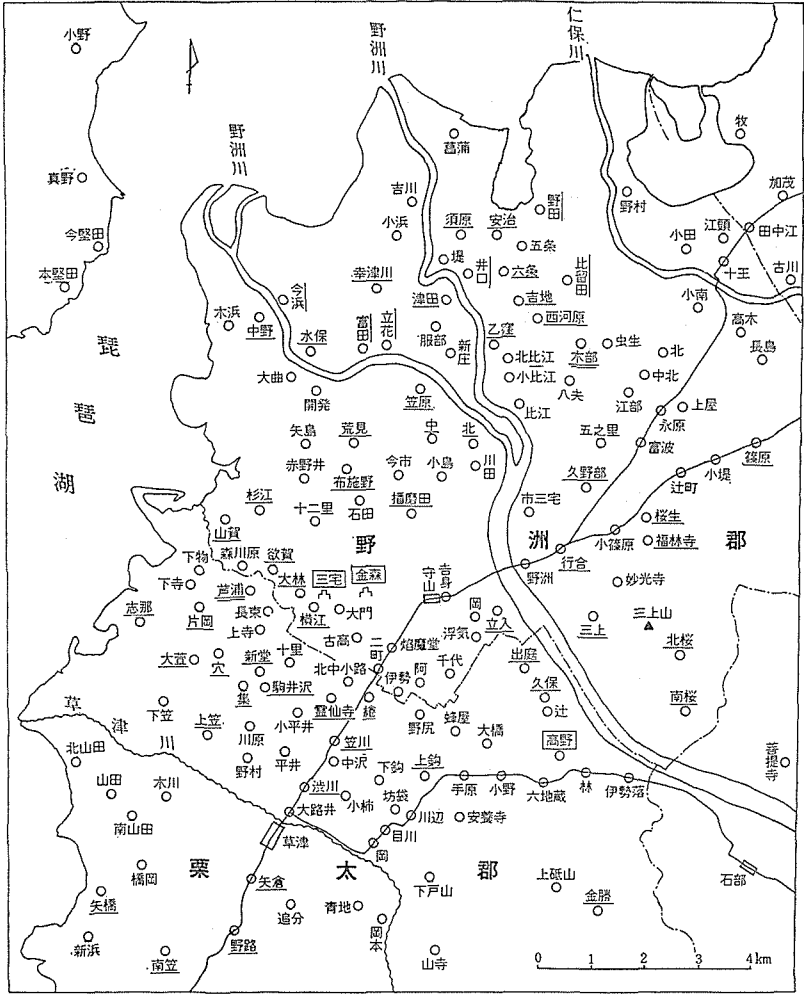
署判者は署判の有無を問わず全署判者数である。ただし水木本は写真不鮮明なため、殊に牛玉宝印の裏に書かれたものについては正確な数字とは言えないことをあらかじめ断って置きたい。便宜上、水木本二五通と他の写本一七通をあわせて四二通を一括して検討する。

元亀三年（一五七二）正月二三日、佐久間信盛は近江南郡高野坊主・地主長等へ対し金森・三宅の一揆に内通しないように命じ、起請文の提出を命じた。^①この年は閏正月を含むことから発令から

表1

No.	年 月 日	村 名	署判者	書 出 文 言	書 止 文 言	「我心」	牛王宝印	宛 名	出 典
1	元亀3年3月5日	桜生, 福林寺	2名	敬白天鬮灵社起請文之事	御鬮長罷蒙者也, 仍如件		○	御兩三人御奉行中	水木直箭氏所藏文書
2	3・14	久保, 出庭	6	金森三宅去年御懇望	仍請狀如件			〃	大谷氏所藏謄写本
3	3・16	上笠	4	〃	〃			〃	水木直箭氏所藏文書
4	3・16	波川	10	〃	〃			〃	〃
5	3・17	欲賀, 芦浦, 大林, 横井, 片岡, 志那三郷	13	敬白天鬮灵社起請文之事	御鬮深厚可罷蒙者也	○		御兩三人御奉行衆中	春日力氏所藏文書
6	3・17	出庭	1						大谷氏所藏謄写本
7	3・17	(鈎)	3						〃
8	3・17	鈎	11	金森三宅去年御懇望	仍請狀如件			御兩三人御上使中	水木直箭氏所藏文書
9	3・18		4	〃	〃			御兩三人御奉行中	〃
10	3・18	立入	3						大谷氏所藏謄写本
11	3・19	富田, 井口	6	敬白天鬮靈社起証文前書之支	御鬮深厚可罷蒙者也	○		御兩三人御奉行中	勝部神社文書
12	3・19	富田, 井口, 乙穴	6	金森三宅去年御懇望	仍請狀如件			〃	水木直箭氏所藏文書
13	3・19	富田, 井口, 水保	7						大谷氏所藏謄写本
14	3・19	野田	4	〃	〃			〃	水木直箭氏所藏文書
15	3・19	井口	3	〃	〃			〃	〃
16	3・19	洲原	3	〃	〃			〃	〃
17	3・19	西河原	3	〃	〃			〃	〃
18	3・19	六条	2	〃	〃			〃	〃
19	3・19	播磨田, 伏野, 荒見下, 北	11	〃	〃			〃	〃
20	3・20		19	敬白灵社起請文事	仍靈社起請文如件		○	御兩三人御奉行□	水木直箭氏所藏文書
21	3・20	矢橋, 矢倉, 野路, 南笠	6	金森三宅去年御懇望	仍請狀如件			〃	願行寺文書

22	3・21	富田, 立花	3	起請文前書之事	為其後証一札如件		御兩三人御奉行	並井知城氏所藏文書
23	3・21	安治, 木部	3	金森三宅去年御懇望	仍請狀如件		"	水木直箭氏所藏文書
24	3・21	今浜	8	"	可被加御成敗候者也		御兩三人御奉行衆	"
25	3・21	吉地	1	敬白天壽灵社上卷起請文前書事	仍前書如件		御兩三人御奉行中	"
26	3・21	比留田	3					大谷氏所藏謄写本
27	3・21	津田, さゝ原	4					"
28	3・23		45		仍靈社上卷請文如件	○		水木直箭氏所藏文書
29	3・24	胸井沢, 集, 新堂, 大萱, 穴	13	敬白天壽灵社起証文支	御爵深厚可罷蒙者也	○	御兩三人御奉行中	勝部神社文書
30	3・25	笠原, 中村, 北	15		御爵深厚=可蒙罷□者也, 仍如件	○	"	水木直箭氏所藏文書
31	3・25	杉江, 中野	6	□請文之事	仍靈社□□	○		"
32	3・25	杉江, 中野	7	敬白天壽灵社起請文前書之事	御爵深厚可蒙罷候者也, 仍如件	○	御兩三人御奉行中	"
33	3・25	金勝	2	金森三宅去年御懇望	仍請狀如件		"	"
34	3・28		51	敬白天壽灵社起請文前書事	仍前書如件	○	御兩三人御奉行中	水木直箭氏所藏文書
35	3・28	幸津川	26	"	御爵深厚可罷蒙者也	○		大谷氏所藏謄写本
36	3・28	糺村三郷, 靈仙寺, 笠川	4					"
37	4・7	三上庄	2	金森三宅去年御懇望	仍請狀如件		御兩三人御奉行中	水木直箭氏所藏文書
38	□・21		(46)		□如件			"
39	元龜4年6月21日		1	敬白靈社上卷起請文之事	仍灵社上卷起請文如件		河村五介	「栗太志」卷12
40	年月日不詳		45				御兩三人御奉行中	水木直箭氏所藏文書
41	"	三上, 篠原, 行合, 久之辺	20					大谷氏所藏謄写本
42	"	南佐久良, 北佐久良, 三上庄	5					"



図「起請文」に現われる村

表Ⅱ

郡名		村数	村名
野 洲 郡	野洲町	8	桜生(現小篠原), 福林寺(三上村ノ内), 三上, 篠原, 行合(現行畑), 久之辺, 南佐久良, 北佐久良
	中主町	10	井口, 乙穴(1), 野田, 洲原, 西河原, 六条, 吉地, 安治, 木部, 比留田
	守山市	19	欲賀, 大林, 横井, 立入, 播磨田, 伏野, 荒見下, 水保, 立花, 今浜, 津田(服部村ノ内), 中野, 北, さゝ原, 杉江, 笠原, 中, 富田, 幸津川, 山賀(2)
栗 太 郡	栗東町	7	久保(辻村ノ内), 出庭, 鈎, 金勝, 繕村三郷(3), 霊仙寺, 笠川
	草津市	14	波川, 芦浦, 片岡, 志那三郷(3), 矢橋, 矢倉, 野路, 南笠, 駒井沢, 集, 新堂, 大萱, 穴, 上笠
		58	

註(1) 乙穴は、「乙窪」のことである。(天正19年4月23日豊臣秀吉朱印状など)

(2) 署名には現われないが、端裏書に「山賀□名主ノ起請文」とある

(3) 繕村三郷, 志那三郷とも一村として計算した

表Ⅲ

1カ村	17通
2	8
3	5
4	3
5	1
6	1
不明	7

表Ⅳ

1～5名	21通
6～10名	9
11～15名	5
16～20名	2
21～30名	1
31～40名	0
41～50名	3
51～60名	1
	42

起請文の提出まで約三ヶ月を要したこととなる。この頃の織田軍は浅井攻略に廻っていたことから比較的ゆっくりとしたペースである。②。桜生・福林寺を別とすると大体三月中旬に差出されたものが多く、三月一九日付九通、同二一日付六通となり、一七日から二一日の五日間に二三通と約半数が差し出されている。№37の三上庄のように四月七日に差し出したところもあるが、傾向的には三月のものが三六通であることから、恐く三月が差出期限であったかと考えられる。

署判村名を現在の行政区域に従って分けたものが表Ⅱである。野洲郡三七カ村、栗太郡二一カ村合計五八カ村である。地理的には蒲生郡境の野田村から栗太郡南笠村までの広い範囲にわたっている。富田、井口、杉江等のように二回以上現われる村落もあっている。起請文数に対する実数ではない。後に述べるが牛玉宝印の裏に書かれたもののなかには村名記載がないものがあり特徴的である。連署の場合は庄園内の村落が連署しているもの(大谷本)と更に広い地域を含めたものがある。(春日本、願行寺文書) 起請文を

表V

No	年 月 日	村 名	花押	略押	その他	署 判 者
1	元龜3年3月5日	穉生、福林寺		○		
2	" " 3・14	久保、出庭	○			
3	" " 3・16	上笠	○			
4	" " 3・16	波川		○		寺田入道淨盛、観音寺、片岡菅右衛門尉長直、志那入道春盛
5	" " 3・17	欲賀、芦浦大林御井三郷、片岡、志那三郷	○			
8	" " 3・17	鉤		○		淨 盛
12	" " 3・19	乙 穴	○			
13	" " 3・19	野 田		○		
16	" " 3・19	西河原	○			
18	" " 3・19	播磨田		○		
21	" " 3・20	矢橋、矢倉石仏、南笠	○			矢橋但馬守常頼、三淵左近將監國頼、石仏道浄、治田信勝
22	" " 3・21	富 田	○			富田河内守則綱
23	" " 3・21	安治、木部		○		今浜源衛門尉吉秀
24	" " 3・21	今 浜	○			
25	" " 3・21	吉 地		○		兵衛五郎、甚左衛門、駒井兵庫介、同左近六郎、源太郎兵へ外8名
29	" " 3・24	駒井沢、集、新堂、大堂、穴		○		
33	" " 3・25	金 勝	○			了惠坊、順光坊
36	" " 3・28	織村三郷	○			三上庄公文、政所
37	" " 4・7	三 上	○			但馬守兼鶴、宇三郎、外記、篠原又二郎貞安、行合太郎四郎清成
41	年 月 日 不詳	三上、篠原、行合	○			木村帯刀、公文、政所、因幡田宗兵衛吉次
42	" " " "	南佐久良、三上庄、北佐久良	○			

差し出した村落を示したものが次の図である。

表Ⅱで見たように野洲郡内が多く、現在の守山市内の村落が多い

ことが特徴である。また兵主神社、小津神社、勝部神社、御上

神社、大吾神社、田村宗貞神社等が内社間近村落が多いことが目につく。

畷村村落数の傾向は表Ⅲのとおり一カ村のみの場合が多い。

上等、渋川、出庭、鉤、立入、野田、井口、洲原、西河原、六条、今浜、吉地、比留田、金勝、幸津川、三上庄の一六カ村である。地域的な特徴はなく寧ろその村の置かれた状況を反映したものである。表Ⅰ №37（以下、表Ⅰを略し №37のみとする）三上庄は「三上庄」として署判しているため №41・42のものとは署判主体が異なると考えられる。

№5では志那庄、法会庄、湯生荘に属した村々が署判しているのに対し、№29では駒井庄五カ村のみが署判している。起請文を連署する時点での村々の相互関係がどのようなものであったかを知らる上で興味深い。

次に署判者について説明しておこう。署判者の員数はともかく、署判者の有姓か無姓、花押か略押、或いは筆軸印を捺している等の問題は「元亀の起請文」の性格全体に関わる重要なものである。署判者数の傾向を示したものが表Ⅳである。五名未満のものが圧倒的で、一〇名未満のものは全体の七割に近い三〇通もある。一名のみのものは既述の大谷本（2）の「出庭元重」と『栗太志』所収の「宰相長慶」と水木本 №25の「吉地村」である。「吉地村」とのみ署名しているので村惣代の意味かどうか不明である。単なる写しの可能性もある。署判者四〇名以上のものは №28・34・38・40の四通でその何れもが水木本である。これには有姓の者は少

なく無姓が多く署判者の階層を推定することができよう。

「元亀の起請文」の署判者には「村惣代」として署判している場合が多く見られ、そのなかには「村惣代」として花押を書いているものと略押のものがある。これをまとめたものが表Ⅴである。左端の数字は便宜上表Ⅰのものである。これには地域的な特徴は見られない。「村惣代」が花押の場合は村の惣代として個人名が書かれている。たとえば №21の矢橋惣代、矢橋但馬守常頼、矢倉石 仏両郷惣代、三淵左近将監国頼、№24の今浜惣代、今江源衛門尉吉秀、今江備前秀清、今江源五定重などのように地侍層と思われる人物が村の惣代として署判している。このことは、彼が村の惣代としての地位にあったことを示すものとして看做すことができるのではない。これに対し「村惣代」が略押の場合は、例えば №4の「渋川惣代（略押）」、№14の「野田惣代（略押）」と言うかたちで署判しているに過ぎない。しかし惣代が略押の場合は、次のように有姓の者が連署している。

（4）元亀三 しふ川惣代（略押）

三月十六日 駒井与兵衛

吉次（花押）

森田甚介

貞一（花押）

三郎二郎

貞勝(花押)

(以下六名略)

(7)元龜三年 まかり惣代(略押)

三月十七日 堀池伝介(花押)

野村七丞(花押)

鈎喜兵衛(花押)

兵衛三郎(筆軸印)

(以下六名略)

№14の野田村、№19の播磨田村でも同様の傾向が見られる。花押と略押の違いに如何なる意味があるのだろうか。少なくとも村単位として差し出しを命じられた起請文の署判に村の代表者としての「村惣代」が略押しが許されなかったことは、当該村落の村落主導層の構成に関わる問題であろう。「村惣代」が略押の場合、その保証機能を分担する上から有姓の地侍層と考えられる人々が署判を加えたのではないだろうか。

次に、起請文の書出文言・書止文言についてであるが、これは以下の三例に区分することができる。

(4) 「敬白天爵冥社起請文之事」

書出しが「敬白天爵冥社起請文之事」で始まるものは「御爵長罷蒙者也、仍如件」(№1)で終る。(1)に属するものは№1・5・11・20・25・29・34・35・39の九例である。次に水木本三月二一日付(№25)起請文を掲げる。

敬白天爵冥社上巻起請文前書事

金森・三宅兩郷へ出入、内通不可仕候

通被仰聞外、去年以来彼兩郷互出入

不仕候、猶以向後出入内通一切ニ不可

仕候、自然当郷之内ニ出入内通仕者

御座候者、雖為縁者親類、見隠不

聞隠、御注進可申上外間、右之科

人何様ニも可被加御成敗候、少も□不

可申事

右此旨偽私曲有之者、忝

□□^(上)卷起□□^(讀文)爵

□□可罷蒙者也

如件

元龜參年^申三月廿一日

吉地村

（宛名欠ク）

この書式の起請文の特徴の一つは峰岸氏が指摘している「我心に奉願御本尊」と言う文言が含まれていることである。表Ⅰを見て分るように「我心」の記載があるものは№5・11・92・30・32・34・35の七例である。このうち№30を除外すると六例までが(イ)の書式である。№30は前欠であるが、本来(イ)の書式の起請文であったと考えられる。

起請文は神仏に対し嘘・偽り等を犯さない旨を誓うものであることから、(イ)型の起請文に「我心」云々の文言が記載されていることは、「元亀の起請文」全体を考えて行く上で余り積極的な意味を持つとは考えにくい。前に述べたように№5の志那三郷には真宗寺院が存在しなかったにもかかわらず(イ)型起請文に他の村々と連署している。これは起請文を差し出す村落の内部構造と村落間の相互的な事情を反映したものでなかっただろうか。(イ)の書式は岐密には「起請文之事」(№1・5・20・29)と「起請文前書之事」(№11・32・34・35)及び「上巻起請文前書」(№25・39)の三種類ある。「起請文」と「起請文前書」では意味が異ると思われるが、ここでは留保する。なお、「上巻起請文」^⑤は二例とも署判者一名である。

(ロ) 「金森三宅去年御懇望」

この書式のものは一七例あり、内一例を除く全ての書止文言は「仍請状如件」である。

次に水木本三月二一日付(№23)のものを掲げる。

〔端裏書(木口丸)〕
 請状実書

金森・三宅去年御懇望之筋目依致

相違、彼両郷へ出入、内通一切不可仕之旨、取

前以起請文申上、若出入内通之輩於

有之者、雖為縁者親類、見隠不聞隠、御

注進可申上候、万一自当郷出入、内通之

者、従何方聞召被出次第、六親惣郷中共ニ、

可被加御成敗候者也、仍請状如件

元亀三

三月廿一日

安治惣代(花押)

木口惣代(略押)

安治

四郎衛門(花押)

同

四郎左衛門(花押)

同

半左衛門(花押)

木口
木郎二郎(筆軸印)

同
新主郎(筆軸印)

御両三人
同
左衛門主郎(筆軸印)

御奉行中
まいる

この書式の特徴は、一通に対する署判村数が少ないことである。複数の場合でも殆んど隣接村落であり、№21のみ例外である。傾向的には隣接村落間で署判するか単独で署判するかであったことが分る。(表一、図参照)

偶然このようになったのか、或いは(口)書式ではこのようなかたちを取らざるを得なかったのか検討を要す。書止文言が示すようにこの起請文は「請書」であって、正月二三日付佐久間信盛奉書に對する「請書」としてのみ意味があるものと看做さねばならぬのではないか。前に掲げた安治・木部両村からの起請文の端裏には「請状実書」と書かれていることから(イ)書式のものとは性格を異にするのではなからうか。つまり、その起請した意味自体が異なるのではないか。権力の要請に基き一向一揆に内通しない旨を神仏に誓うことと、一味内通した時成敗されると言うことに対し請書を出すこととはその行為自体が違ふものとして認識されてい

たのではないだろうか。

これは一六世紀後半の近江の村落構造と一向宗門徒の展開過程に関わる問題と言える。№11・12の三月一九日付起請文は、右の問題を解く上で示唆的である。次に二通とも例示する。

(№11) 敬白天爵靈社起証文前書之支

一、金森・三宅江出入、内通一切不可仕支

右之両城江自然出入之輩在之者、任御高札之旨、

雖為六親、見隠不聞隠、御注進可申上支

万一從当郷出入内通之輩、聞召於被出者、親類・

惣中共、可被加御成敗之事

(此脱カ)
右旨於偽者、我心ニ奉願御本尊并靈社起証文之御

罰、深厚可罷蒙者也

富田入道

元龜三年三月十九日

宗林(略押)

井口入道

徳林(略押)

同新左衛門

吉長(略押)

井口嶺目齋

先惣代浄盛(略押)

井口新兵衛尉

宗秀

同六郎兵衛尉

長弘

御両三人

御奉行中

まいる

(No.12)

金森・三宅去年御懇望之筋目依致

相違、彼両郷へ出入、内通一切不可任之旨、

取前以起請文申上候、若出入内通之

輩於在之者、雖為縁者親類、見隠

不聞隠、御注進可申上候、万一自当郷

出入内通之者、從何方聞召被出次第

六親惣郷中共ニ、可被加御成敗候者也、仍

請状如件

畠田入

宗林(花押)

井口嶺月齋

浄盛(花押)

完也
□□三年

三月十九日

乙穴惣代

同入道

徳林(花押)

(井口カ)
□□新兵衛

御両三人

宗秀(花押)

御奉行中

同新左衛門尉

吉長(花押)

同六郎兵衛尉

□弘(花押)

No.11は「勝部神社」本で書式は(イ)である。No.12は水木本で書式は(ロ)である。署判者はともに六名であるが、No.12では順序が入れ替りかつNo.11では花押略押もない井口宗秀、同長弘はともに花押を書いている。水木本では井口嶺月齋浄盛の上に加筆と思われる「乙穴惣代」と言う文言が書かれている。井口浄盛にかかるのか次の井口徳林にかかる文言か判定しがたい。「勝部神社本」では「井口嶺月齋先惣代浄盛」となっているが、これは「乙穴惣代」を「先惣代」と誤写したものと思われ、また「嶺月齋」は「嶺月齋」の誤読と思われる。

同一署判者が同一日付で二通の、しかも書式が異なる文書を同一人へ宛て差し出している。これは右に述べた(イ)と(ロ)の書式では意

図するものが別であったため生じたものと考えるのか、或いは(イ)と(ロ)の二つの書式をもってワンセットの型をとったものであるのか、何れかに拠るものと言えよう。

富田・井口は№13で水保と連署し、富田は更に№22で立花とも連署し差し出ししている。^⑥起請行為の目的と意識の相違により署判主体は変わったのではないか。起請の目的とするものにより意識的に書式を変えたのではないかと考えられる。

(ハ) その他

№20と22の二例のみで、前者は牛王宝印の裏に書かれている。

後者は四二例中唯一書出・書止文言とも異っている。(蓮井知城氏所藏文書「前節(節)既掲」「起請文前書之事」で始まることから最後には神文と牛王宝印があったものと思われる。この起請文は富田・立花との連署であるが、№11・12の署判者とは全く異っている。先に述べたように起請行為の目的の相違に拠るものでないかと考えられる。

「元亀の起請文」の書式には二通りあったことを明らかにしたが、なお「元亀の起請文」の性格を特定するには十分な検討を要するだろう。

次に「牛王宝印」であるが、これは四二例中僅か四例(№1・

20・28・31)のみで全て水木本である。東大史料編纂所架蔵写真帖は不鮮明で、しかも牛王宝印の裏に書かれているため判読不能な箇所がある。誤読の虞れもあるが次に№28三月二三日付のもの为例示する。

(前欠)

□大小神祇地藏菩薩陀羅^(カ)菩薩□千鬼神是神權德神并□神
広也、神六百五十四神大□母大王□^(カ)權現四神明大

郎房九億四万三千四百九十余神毘沙門天王吉祥天女彈弔童子八□之明神是皆房大僧長房次郎房八万四千眷屬四千四万一千眷屬大天狗三万三千大小天狗三万三千見月狗形酒三□三□

王子智羅天狗十二天狗山々峯々小天狗増集乳□者此□偽有之者受白癩黑癩重病八万四千毛穴四十二骨節深原龍蒙御罰弓矢冥加七代尽於十□□□□有^(カ)後生未来□者墮在阿鼻無間而離□劫無□更仍灵社起請文如件

右条々忝熊野禰牛王法印上卷灵社起請文我等虚言□偽者此
灵社上卷起請文御爵可蒙深厚者也、仍灵社上卷請文如件

元亀參年壬申三月廿三日 助左衛門(花押)

□二郎^(カ)又二郎(筆軸印)小四郎(略押)新四郎(筆軸印)

大郎方(花押)又二郎方(花押)藤四郎方(花押)衛門大郎(花押)

二郎五郎(花押)□七(略押)左衛門二郎(筆軸印)彦大郎方(花

押)猿(筆軸印)又三郎(筆軸印)「衛門□郎(略押)大郎三郎(略押)

与五郎(筆軸印)与三郎(略押)衛門五郎(筆軸印)「与四郎(筆軸印)

新五兵へ(筆軸印)弥五郎方(花押)彦大郎(略押)小三郎(筆軸印)「

四郎二郎(筆軸印)源介□(略押)宗五郎方(略押)四郎三郎(略押)

甚五郎(花押)「□郎四郎方(花押)孫左衛門方(花押)

又二郎(筆軸印)左衛門三郎(略押)小市郎(筆軸印)「□入(筆軸印)

三郎大郎(略押)彦二郎(略押)又六(略押)与五郎(略押)「

□郎(筆軸印)弥二郎(略押)与四郎(略押)与大郎(略押)小二郎(カ)
(後欠)

前後欠で神文と署判者のみが分る。署判者四五名のうち有姓の者はいないが、花押を書いている者が一〇名いる。人名に「方」が付く者、大郎方・又二郎方・藤四郎方など八名がいる。意味は不明だが六名まで花押を書いている。

他の三通も「熊野牛王法印」の裏に書かれており書式は(イ)である。No.20では一九名、No.28は四五名と人名がびっしり書かれているが、No.1は二名、No.31は六名と極端な差がある。牛王宝印と署判者数に關係は認められない。牛王宝印に書かれた特別の意味はあるのかをNo.31・32の起請文により考えてみたい。No.31は上部を欠いているものの書式はNo.23と同様(イ)に属す。次に二通とも掲げる。

(No.31)

(端裏書)

「山賀□名主ノ起請文」

敬白天壽灵社起請文前書之事

一金森・三宅□出入、内通一切不可仕之事

□両域江自然出入之輩有之者

任御□札之旨、雖為六親、見隱不聞

隱、御注進可申上之事

一□従当郷出入、内通之輩、召於被出者

類親惣郷中共ニ、可被加御成敗之事

(後筆) □□之判形仕候」

右此旨於偽者、我心ニ奉頼御

本尊并灵社起請文御爵深厚

可蒙寵候者也、仍如件

元龜参年_申三月廿五日 西郡 熊千代(花押)

中野 新右衛門尉(花押)

同 護念寺

杉江 猿千代(略押) 慶存(花押)

西郡南 及叟(花押)

(No. 32)

御両三人

御奉行中

杉江
宗伝(花押)

杉江源七

吉保(花押)

蒙御爵後世ニテハ

□未永永劫不可出、仍□社

三月廿五日

西郡
熊千代(花押)

護念寺

杉江
宗伝(花押) 中野
新右衛門尉(花押) 慶存(花押)

杉江源七
保(花押) 杉江
猿千代(略押)

(上) 部 破 損

- 当申歳年号考、元龜
- 月、日教者凡三百八十
- 心大施主輩、謹奉勸
- 桓因奉始、日光菩薩
- 東方降三世明王、南方
- 威徳明王、北方金剛
- 不動明王、般若会上
- 十羅刹(か)□三十番神
- 八部衆天一神七十
- 三所大権現摩利
- 守君□□普天
- 富士大権現立山権現
- 日本国中六十余州之大小
- 狗(天)ノ普類眷属諸集正
- 者□生ニテハ白癩黒

No. 32は「熊野牛王宝印」の裏に書かれている。署判者は六名で宛名は欠いている。No. 31の署判者の一人である「西郡南」の及叟はNo. 32では署判しておらず、また署判順も違っている。熊千代、慶存、及叟の右肩の「西郡」、「護念寺」については不明であるが、No. 31の端裏に「山賀□名主ノ起請文」とあることから山賀村の名主層に属する人々であったと考えられる。杉江氏は山賀村の真北に隣接する杉江村の名主層と思われる。

では何故同一日付のものが二通存在するのか。これについては先に見たNo. 11・12の富田・井口の場合とは異っているように思われる。No. 31は「起請文」で、No. 32は「起請文前書」である。No. 32の前書で起請したことをNo. 31に神文をもって誓約したのではないか。「山賀□名主」が前書を認め、更に神文をもって誓わねばな

らぬ事態があったのであろうか。山賀・杉江両村はともに金森・三宅に近接していることから「名主」らに特別な危機感を抱かせたのではないか。書式としては同一であるが牛王宝印を用い起請の意志を確かなものとしたのではないだろうか。

以上、日付・村名・署判者・書出書止文言等から「元亀の起請文」の諸特徴について述べて来た。最後に水木本起請文の全体的な特徴について若干触れておきたい。

水木本起請文は他の写本とは異り近世後期に蒐集された、不完全なものを含むとは言え原本であると言うことである。田中貞昭が言う「熊牛王」の裏に書かれたもの四通を含み、また善立寺の恵空が言ったように「五人三人廿人卅人ノ名判」^⑧がある起請文の存在をも確認することができた。牧野信之助は「その古写巻によると両郡に互って百三十余村尽くその土豪から一揆不通の旨を契約せしめ」^⑨た、と言っているように、牧野自身古写巻を見たように受けとることができ。が、それは「大谷本」前書の「巻物三軸」であったのかは分らない。牧野が水木本の存在を知っていたかどうかは知ることはできない。

水木本起請文は全く新しいものであると同時に従来言われて来た「元亀の起請文」の理解に疑問を呈するものと言える。「元亀の起請文」は惣村の惣代か門徒の惣代により署判されたと言われ、

また署判者そのものの分析から近江湖東村落の惣代と門徒の惣代が一致化しつつある傾向が見られるとされた。署判者数二〇名以上のものが五例もあり、これら署判の人々を見ると惣村なり門徒の惣代と看做すことは難しい。次にNo.34三月二八日付のものを掲げる。

敬白天爵冥社起請文前書事

〔二、脱カ〕金・森三宅江出入、内通一切不可仕事

右之兩城江自然出入之輩在之考、任御高札之旨、雖為六親、

見隠不可隠、御注進可申上事

一万一従当郷出入内通之輩、聞召出〔 〕共、〔可被加〕御成

敗之事

右此旨於偽者、我心ニ奉願御本尊并冥社起請文之御爵、

深厚可蒙寵者也、仍前書如件

元亀三年

三月廿八日

浦野又八郎

秀能(花押)

津田与二郎

吉次(花押)

道法(略押) 大郎二郎衛門(略押)

〔カ〕

珍(略押) 彦九郎衛門(筆軸印)

二郎(花押)

小五郎左衛門(略押)

新右衛門(略押) 五郎兵衛(略押)

小兵衛(略押) 大郎五郎衛門(花押) 二郎大郎衛門(筆軸印)
掃口(筆軸印) 道西(筆軸印) 三郎大郎衛門(筆軸印)

四郎右衛門(略押) 五郎左衛門(筆軸印) 二郎左衛門(筆軸印)
孫九郎(筆軸印) 衛門四郎衛門 (カ) 又四郎(筆軸印)

五郎大郎(筆軸印) 又四郎(略押) 彦大郎(筆軸印)
又四郎(筆軸印) 彦大郎(筆軸印) 与五郎(筆軸印)

彦久郎(筆軸印) 五郎二郎(略押) 孫大郎(筆軸印)
四郎三郎(筆軸印) 弥二郎(筆軸印) 兵衛三郎(筆軸印)

五郎二郎(筆軸印) 彦四郎(筆軸印) 義兵衛(軸軸印)
衛門大郎(筆軸印) 大郎九郎(筆軸印) 左近(筆軸印)

孫四郎(筆軸印) 左衛門五郎(筆軸印) 衛門五郎(筆軸印)
大郎三郎(筆軸印) 介衛門(筆軸印) 孫右衛門(筆軸印)

左近大郎(略押) 孫九郎(略押) 左衛門大郎(筆軸印)
馬大郎(略押) 二郎大郎(筆軸印)

御所三人

御奉行中

これには村名記載はないが有姓の津田・浦野から推すと現在の
守山市内に属する村の姓と思われる。花押の者四名(内有姓二、
無姓二)、略押二三名、筆軸印三三名、その他一名の合計五一名
が署判している。道法、□珍、道西のような法名を持つ者も含ま

れている。筆軸印の者が三三名であることは、この起請文を差し
出した村落が浦野秀能、津田吉次を主導層とする村落で、村自体
として署判したものである。この起請文から村落の惣代とか門
徒の惣代を見出すことは難しい。

№28三月二三日付起請文は有姓の署判者はなく無姓と思われる
人々の署判のみであった。(前掲)年月日不明で署判部分のみし
かないが№40を次に掲げる。

□秀(花押)

かちや(略押)

道門(略押)

□次入道(略押)

木戸(花押)

順清(略押)

□(略押)

八郎(花押)

いか入道(略押)

□(略押)

屋門(略押)

トキ屋(略押)

むた □ □

介二郎(略押)
かな
又二郎(筆軸印)

トキ屋(略押)

かい本(略押)

衛門二郎(略押)

弥衛門尉(花押)

全屋(略押)

河田(略押)

慶正(略押)

弥衛門(略押)

弥二郎(略押)

円正(筆軸印)

□ □ □ (略押)

弁慶(略押)

孫二入道(略押)

□左衛門(略押)

四郎三郎(花押)

新兵へ(花押)

大郎兵へ（略押）

いか□□（筆軸印）

才介（略押）

かな
又二郎（略押）

はふ
たつ（略押）
孫左衛門（略押）

観音（略押）

こさる
又三郎（略押）

と□□
九郎

□五郎（略押）

□たる
又二郎（略押）

て□□
てんく（略押）

御両三人御奉行中

まいる

にし（略押）

こめい（略押）

□秀、道円、順清、屋円、慶正、円正、全屋、弁慶、観音のよ
うな法名を持つ者、□次入道、いか入道、孫二入道のような入道
名を名乗る者が署判している。またかちや、トキ屋と言った職人
が署判していることが分る。№34の起請文同様村落構成員全体が
署名したものに思われる。

前に述べたように№11・12・13・15の富田・井口、№31・32の
杉江・中野、№2・6の出庭、そして№7・8の鈎のように同日
付・同一署判者の起請文が存在することを考えると、この「元亀
の起請文」は最初から意識的に使い分けられていたのではないか
と言える。署判者には個々の村落の惣代と主導層と思われる人々
が多く見られた。村落の惣代と門徒の惣代が同一化の傾向をたど
る村をこの起請文から抽出するのは難しい。権力の要請は、個々

の村落のみではなく百姓一人一人が一揆に内通しないことであつ
たのではないか。署判者が二〇名以上も存在するのは右のような
事情によつたものと言えよう。

- ① 「福正寺文書」
- ② 角川文庫版『信長公記』一三一頁
- ③ 新注『近江興志略全』
- ④ 峰岸純夫「一向一揆」(岩波講座『日本歴史』8) 中世4)
- ⑤ 上巻起請文は、前書と神文とが分離する傾向のなかで、神文を特に「上巻起請文」と称した。『日本古文書学の諸問題』二〇〇頁(相田二郎著作集1)
- ⑥ 図を見て分るように富田・立花・水保と井口は地理的に離れてい
る。水利権に伴う関係かと考えられるが詳しいことは分らない。
- ⑦ 「粟太志」卷十二
- ⑧ 「善龍寺物語」(『もりやま』四号、一九八二年三月)
- ⑨ 『滋賀県史』第三卷、二九六頁
- ⑩ 高牧実「湖東の門徒と元亀の起請文」(徳川林政史研究所『研究紀
要』昭和五一年度、一九七七年三月)

IV む す び

「元亀の起請文」について水木本の紹介を中心に述べてきたが、
この起請文の持つ歴史的意義やその意味については触れ得なかつ
た。本稿は水木本を紹介するとともに従来使われてきた「元亀の
起請文」の史料批判をも考えたからである。今回水木本を得たこ

とにより「元亀の起請文」についてはより精緻な分析と議論を要するものと言えよう。このためには改めて諸写本の書誌学的史料学的な検討を要するであろうことは言うを俟たない。

次に「元亀の起請文」は起請文と請書の二つに分け検討すべきである。南龍子の跋文の最後に「請書起請文」を差し上げたと言っていることから明らかである。前節で述べたように署判者等からすると二者は明らかに区別して差し出されている。正月二三日付佐久間信盛奉書の「一向之坊主・地子・長」は門徒の坊主と地士（地侍・殿原）と長を意味したものにせよ、^①三カ月後に差し出された起請文は右の三者が惣代として署判したものと必ずしも言えないのではない。起請文の差し出しは、個々の村々の状況に制約され、かつ権力との一定度の対抗関係のもとで多様なかたちでなされたのではない。署判者の充分な分析、署判村落と真宗寺院の有無、署判村落の構造などについても検討の余地はあ

る。信長は、一向一揆対策として南郡の村々から一味内通しない旨の請書・起請文を差し出させたが、金森を拠点とする一向一揆の解体は同年七月まで待たねばならなかった。金森・三宅落城の時まで抗戦かつ支援した村なり人々を検討しない限り、「元亀の起請文」の政治的効果は立証できないのではないだろうか。

「元亀の起請文」の歴史的意義やその意味については稿を改めたい。また他日水木本原本の閲覧の機会を得、釈文の完全を期すつもりである。

① 峠岸純夫、前掲書、一四〇頁

【附記】 本稿作成にあたり小島道裕氏、播磨良紀氏から御教示を得た。解説については仲村研先生の御教示を得た。厚く御礼申し上げます。